

平成 28 年度第 2 回北海道商工業振興審議会議事録

日時：平成 28 年 12 月 19 日（月）15:00～16:30

場所：北海道第 2 水産ビル 4 階 4F 会議室

1 開会

■経済部経済企画局経済企画課 佐藤主幹

ただいまから、平成 28 年度第 2 回北海道商工業振興審議会を開催いたします。私は本日の進行を務めさせていただきます、北海道経済部経済企画課の佐藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は委員 15 名中 13 名のご出席をいただいております。委員の過半数が出席しておりますので、北海道商工業振興審議会条例施行規則第 2 条第 2 項の規定により、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは開会にあたり、経済部長の阿部からご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

■阿部経済部長

経済部長の阿部でございます。本年度第 2 回目の審議会ということで、年末のお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。また、日頃から経済部の様々な施策を展開するにあたりまして、ご支援、ご協力いただいておりますことを、この場を借りましてお礼申し上げます。

皆様の前で申し上げるのも何ですが、一般的に緩やかに持ち直しているという状況が景気の基調判断となっているかと思えます。雇用などを見ましても非常に良い数字ではあるのですが、例えば有効求人倍率を 10 年前などと比べますと、考えられないような数字が出てきておりますけれども、中身を見ますと、ある特定分野での雇用のミスマッチといったものが数字に表れていることが分かってくるという状況でございます。

また、我々が振興局等を通じ、また地域に出向いて行っているいろいろな企業の方のお話を聞く中では、正直に言って中々良い状況ではないという声が多く聞こえます。そうした中で、我々としても地域の方々のいろいろな声を聞きながら、こういった形で地域の活性化につながるような施策を展開していくべきかと考えているところでございます。

そうした中で本日は、議題といたしまして、1 点目は産業振興条例の検討について。また、今申し上げた視点も踏まえて、これから私どもの施策をどう展開していくのか、というような面で今後の我々経済部の施策展開にあたっての皆様からのいろいろなご意見をお聞きしたいというのが 2 点目。3 点目はご報告ということでございますけれども、国の経済対策、補正予算を受けまして、我々も「地域経済の活性化を加速するための経済対策」ということ

で、これは秋の議会と、先日終わりました第4回の定例議会でも補正予算を追加させていただきまして、大きく分けまして、この3点につきましてご審議等々お願いしたいと考えているところでございます。

短い時間ではございますが、皆様の知見やご意見等を今後の施策展開に活かしてまいりたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

■佐藤主幹

ご出席の委員の皆様につきましては、お手元の出席者名簿でのご紹介にかえさせていただきます。

議事に入る前に、皆様にお知らせいたします。本審議会は道の定める「附属機関の設置及び運営に関する基準」に従い、公開といたしまして、議事録も北海道のホームページなどで閲覧に供しますことをご承知お願います。それでは、ここからの進行は穴沢会長にお願い申し上げます。

3 議事

(1)「北海道産業振興条例（通称）」のあり方について

■穴沢会長

それでは議事を進めてまいりたいと思います。本日はよろしくお願いいたします。まず本日は次第にありますとおり、3件の議事を予定しております。まず、議題(1)の「北海道産業振興条例のあり方について」でございます。

前回の7月の審議会で、北海道産業振興条例あり方検討部会を設置し、それ以降3回にわたって専門的な議論を行ってきました。部会での議論及び補足事項につきまして、初めに部会長の竹澤委員からご説明をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

■竹澤委員

ただいま穴沢会長よりご紹介いただきました、「北海道産業振興条例あり方検討部会」で部会長を務めさせていただきました、竹澤でございます。

部会は8月、10月、11月の3回にわたって開催させていただき、社会経済情勢の変化や条例で実施している事業の施行状況などを踏まえまして、他府県や事業を利用した企業などへ調査を行いつつ点検を進め、北海道産業振興条例のあり方を検討させていただいてまいりました。

本部会では、本道が直面している人手不足などに対応する省力化、生産性向上、並びに人材育成につきまして、喫緊あるいは中長期にわたった本当に多くのご意見を頂戴いたしました。この後は事務局からご説明いただくことになってございますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上簡単ですが、ご報告させていただきます。

■穴沢会長

どうもありがとうございました。続きまして、事務局から補足説明をお願いいたします。

■三橋産業振興課長

産業振興課の三橋と申します。本日はよろしくをお願いいたします。北海道産業振興条例のあり方ということで、資料に基づいてご説明させていただきます。

まず資料1-1をご覧ください。産業振興条例は平成20年度に施行されまして、条例の附則により定期的に点検することと規定されており、前回の見直しから5年経ったということで、本年度が点検年にあたるということで、先ほどお話がありましたとおり、前回の北海道商工業振興審議会では条例を検討する部会の設置をご提案させていただき、ご承認いただきました。

その後、3回にわたって開催いたしました部会での検討結果をご報告させていただきたいと思っております。

前回の振り返りになりますが、まず条例の概要について簡単にご説明させていただきたいと思っております。

資料1-2をご覧ください。産業振興条例本体の概要ということで、簡単に整理しております。ポイントは中段4つの基本方針の冒頭のところでございます。企業立地の促進、中小企業の競争力強化に関する施策を一体的、かつ相乗的に実施する、これが全国にない北海道の産業振興条例の特徴でございます。

続きまして、その下にあります条例に基づく助成制度というところで、資料1-3をご覧ください。

企業立地の促進を図るための助成措置ということで、メニューをこうした形で整理させていただいております。業種、地域、新增設、特に投資額と雇用増、こうしたものに依じて最大15億円の補助金を交付する制度でございます。

続きまして資料1-4をご覧ください。もう1つの柱であります、中小企業競争力強化事業でございます。これは中小企業の方々の新分野・新市場進出のためのマーケティングや研究開発、さらには人材育成といった取組に関する経費を補助する事業ということで各メニューを整理しております。

続きまして資料1-5をご覧ください。企業立地の助成実績ということで表の一番下に合計額を書かせていただいております。最近では10億円を超える補助金を交付させていただいており、主な業種としては食料品の製造業、それから新エネルギーの供給業、輸送機械特に自動車関連産業、こうしたところをご利用の中心になっているところであります。

次のページをご覧ください。もう一つの柱であります、中小企業競争力強化の助成実績でございます。補助額の全体は同じく一番下の行に書かせていただいております。概ね1億円規模で利用が推移しているところでございまして、前回の会議でも申し上げましたように、

研究開発やマーケティングといった利用が多い一方で、アドバイザー招聘、産業人材育成といった分野での利用が減少しているというところが課題であると認識しております。

資料1-1に戻ります。こういった現状の中で、条例の中身を点検していこうということで、2の検討の視点をご覧頂きたいと思えます。検討の視点としては大きく2つありまして、社会情勢の変化、事業を施行していく中での成果と課題、という観点で、1つ目は現在の社会情勢においても有効かという観点、それから新たに追加すべき助成措置はないか、あるいは見直すべき助成措置はないか。こういった点を見直しの視点としております。

続きまして検討の経過について。これも先ほどからお話に出ておりますが、条例のあり方検討部会を8月から3回にわたって開催し、ご議論いただいた結果を報告させていただきたくて思っております。その下の4の(2)のところで、条例の内容に関する意見のアンケート調査を中心に、大きく分けて3つの視点で調査をしております。

1つは他県との関係の中で競争力をみていこうということです。それから利用していただいた企業のご意見、これは部会の中でもお話ししたのですが、制度を利用しなかった企業がなぜ利用しなかったかという視点でのご意見。それから経済団体、商工団体の方にも調査させていただき、ご意見を頂戴いたしました。これらの調査結果もお示しながら3回の部会でご議論いただいた次第でございます。

続いて資料1-6をご覧ください。部会の委員ということで、先ほどコメントを頂戴いたしました竹澤委員を部会長にご指名いただき、今日ご出席の杉本委員、各業界団体、業種、分野から8名の委員にご就任いただき、部会の中でご議論いただいたところでございます。

続きまして、資料1-7をご覧ください。こちらが3回の部会の主な意見として整理させていただきました。先ほど申し上げましたように、アンケートや調査結果をお示しながら議論をしていただいたところです。

ポイントとしては2つあり、1つは条例を制定した時にはなかった課題として、人手不足への対応ということで、省力化、あるいは生産性の向上、さらには人材育成の強化といった分野の支援を強化するべきではないかということで、たくさんのご意見を頂戴しました。

2点目としては、前回の審議会でもご指摘いただきましたように、事業のPRをもっと強化すべきといったことにつきましても認知度の調査をさせていただいた中で、部会においてもご意見を頂戴しているところでございます。

代表的な意見を紹介させていただきます。企業立地の補助金については、社会情勢の変化、特に人手不足の観点です。先ほども申し上げたとおり、投資額と雇用増に応じて補助金を出すという制度設計になっておりますが、雇用要件を見直すべきではないかというご意見を頂戴しております。それから条例の施行状況についてですが、これは道として重点的に支援する業種を明確にすべき、あるいは他県との競争力の観点から、特に本社機能の移転事業について競争力が落ちている部分については充実すべき、または人材不足、さらには働き方改革といった動きを踏まえて、福利厚生施設の支援対象を広げていくべきではないかといったご意見を頂戴したところでございます。

中小企業の競争力強化の補助金についてございますが、この分野では人材不足にいかに対応していくかということで、省力化や生産性向上に資する機器、あるいはサービスの研究開発、あるいはそうした設備を導入するための支援といった視点が新たに必要ではないかというご意見を頂戴しております。

今回調査にあたって、ベンチマークとなる経済産業省のものづくり補助金を意識して住み分けの視点も含めて検討していくべきではないかという意見も頂戴しております。

人材確保の問題につきましては、人材育成の強化によって人手不足が解消されることもあるということで、人材育成と人材確保は別々に考えるのではなく、一体的に考えるべきであるというご意見を頂戴しております。

条例の施行状況につきましては、企業さんにとってより各種事業を使いやすくするための要件緩和という観点でご意見を頂戴しております。

それから、申請方法、申請時期につきましても、年度当初にすべてを募集するのではなく、半年単位などで1次募集、2次募集といったように予算額を切り分けて募集するような、計画的な申請期間を設定すべきではないかというご意見を頂戴したところでございます。

続きまして、資料1-8をご覧ください。そうしたご意見を踏まえて、最後に見直しの方角性ということで、第3回の部会でご議論いただきました。その結果を報告させていただきます。

まず、条例は先ほど概要をご説明しましたが、条例の本体に理念や基本的な方策が規定されておりまして、続きまして具体の助成制度のメニューにつきましては規則で規定されています。それから運用の部分と、3層構造になっており、それぞれの層で見直しが必要か否かご議論いただいたところでございます。

まず資料1-8の1枚目のところで、条例本体を見直すべきかどうかを論点にご議論いただいております。ご議論いただいた結果を○印で書いておりますが、先ほど申し上げましたとおり、その条例が目指しているところは企業立地の促進と、中小企業の競争力の一体的相乗的効果でございますが、それにつながる動きが出つつある、あるいは出てきたということで、具体的には設備投資に対する波及効果といったところで、立地企業の設備投資とほぼ同額の経済波及効果が出ている。2点目として、道内の大手立地企業に対して、自動車関連ですと、道内企業の参入が増えつつある。3点目として、実際に立地企業の参入に向けて条例の中小企業競争力強化事業を活用して参入につながる動きがでてきた。今後より一層両者の橋渡しが深まる取組を進めていって、一体的に推進していく必要があるのではないか、ということで、最後の○印となるのですが、条例の制定趣旨、あるいは基本的施策というのは現在の社会情勢下においても有効かつ適切と考えられる、ということで、条例本体の改正は行わない、というのを部会のご意見として頂戴したところでございます。

それから、次のページをご覧ください。次は条例に基づく助成措置を見直すべきではないかということでございます。先ほど申し上げました条例の規則で規定されている部分の見直しの是非のご議論でございます。これにつきましては、○印のところで書いておりますと

おり、部会でいろいろなご意見を頂戴いたしました。例えば人手不足や人材育成の問題ですとか、そうしたことを踏まえまして助成制度の見直し、スクラップアンドビルドという観点で検討するというご意見を頂戴しております。具体的にはその下をご覧ください。企業立地補助金につきましては、先ほど申し上げました雇用増の補助要件の緩和ですとか、他県と競争力で見劣りしつつある本社機能移転事業の拡充ですとか、中小企業競争力強化事業におきましては、まだ現在条例の基本方針としては位置づけられているのですが、実際には助成措置がない。人材確保に関する支援策を新たに作るべきではないか。それから省力化あるいは生産性向上に関する研究開発の支援、あるいは設備等の導入支援の両方の視点で支援策を強化するべきではないか。さらに条例の各メニューの使い勝手を良くしていくための対象経費の拡大、こうした観点で見直しをすべきというご意見を頂戴しております。

それから条例の3層目ということで、3ページ目をご覧ください。要綱あるいは運用によって改善するところのご意見でございます。まずは企業立地補助金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、働き方改革、人手不足対策といった観点から福利厚生施設の対象を拡充すべきではないかというご意見、また中小企業競争力強化事業につきましては、人材育成事業の利用が低迷しておりますので、その低迷要因として、利用条件が厳しいというご意見を多く頂戴しましたので、そうした利用条件の緩和ですとか、さらには条例の周知方法としてこの条例の認知経路を調べていきますと、指定事業者である中小企業支援センターからの認知がほとんどで、他の機関を通じての認知がされていないということで、金融機関、産業支援機関、商工会議所と連携させていただいて事業周知の強化をすべきでないか、というご意見を頂戴しております。

また、募集時期についても計画的、効果的な公募時期の設定が必要といった、支援制度見直しのご意見を頂戴しているところでございます。

続きまして、3番の見直しの時期というところをご覧ください。今部会でご意見を頂戴した事項について、平成29年度中の実施に向けて庁内での検討を進めさせていただきたいと考えております。ただし、中小企業競争力強化事業につきましては、実は平成30年度に終了します中小企業応援ファンドが財源の7割近くを占めておりまして、この事業を今後どうしていくか平成29年度に検討しなければならないということになっておりますので、ファンドの存廃と一体的にあり方を検討していきたいと考えているところでございます。

部会では、以上のようなご議論を頂戴いたしました。説明は以上です。

■穴沢会長

ありがとうございました。北海道産業振興条例のあり方について、事務局から説明がございましたが、何かご意見や質問等ありましたら、ご発言いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

■田澤委員

田澤でございます。ご説明ありがとうございます。条例につきましては、社会情勢の変化に合わせて見直すことは大変重要だと考えております。人材不足が大きな問題となっている中で、実際に例えば、企業立地で企業が来た場合に、さらに人材不足が進むということは考えられないのでしょうか、というのがまず1点目でございます。

2点目として、いま国で働き方改革に非常に力を入れている中で、働き方改革の流れに対応するものとして、福利厚生施設である保育所の設置助成をしようという話が出ているのですが、どちらかという働き方改革の中では、やはり柔軟な働き方などの話がクローズアップされています。私が長年やっておりますテレワークも、国の大きな施策の中に入っております。実際北海道でも、総務省の事業、あるいは地方創生交付金を使って地域で工場といった大きな誘致ではなく、東京の企業が人材を地方に派遣したり、あるいは地方で人材を採用したりしながら地域活性化をやっていこうという流れがある中で、その件に関しては企業誘致ではなく、「人材誘致」と呼んでいるのですが、いわゆる企業立地の促進だけで本当に良いのか、あるいは企業立地の促進の中にそうしたIT企業も含め、地域でできる仕事を創出していく、あるいは関連して地域の企業も例えば札幌だとたくさん人材がいるのですが、郡部の方ではすぐそばに採用する人材がない中で、遠くにいる人材もテレワークなどで活用できれば、人材不足を補えるかもしれないという発想は、今こちらの中で検討されているのでしょうか。2点になりますが、お答えをお願いできればと思います。

■穴沢会長

ありがとうございます。この点につきまして、事務局から何か追加のご説明等がございますか。

■藤村立地担当課長

立地の担当をしております、藤村と申します。最初の企業立地で人材不足が進む懸念はないのか、という点に関しましてご質問ですけれども、この部分につきましては部会の中でも懸念の声がありまして、特にIT業界は「札幌バレー」と言われているように、求人倍率が2近くあるのですが、そちらの部分で少し懸念がありますねという声が部会の委員の中からも出ておりました。

その際に私の方からご説明したのは、企業立地補助金の制度が中々分かりづらくて申し訳ないのですが、資料1-3を見ていただきたいのですけれども、類型2の中の「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」の中に企業立地促進法適用地域と書いてありまして、「札幌市の区域にあっては、特認事業者が新設する場合に限る」と、札幌以外の地域に誘導するような施策となっております。逆に札幌以外の所は求人倍率がIT企業でも0.5とか0.4となっており、いわゆる札幌以外の地域に誘導するような施策になっておりまして、そういう意味では札幌は非常に人材不足となっておりますので、制度としてはそういうことも考えていますよ、というお話を私の方からさせていただいております。

その他の業種につきましても、地域によっては求人倍率のミスマッチがありまして、必ずしも1を超えていない業種もありますので、そういう意味では懸念される部分についてはITがあるのかな、と考えているところでございます。私の方からは以上です。

■松浦産業振興局長

産業振興局長の松浦と申します。人材誘致についての考え方なんですけれども、私どもも「ふるさとテレワーク」というテーマで東京でセミナーを開いたりしていて、北海道への誘致も、条例による支援施策ではなく、道が直接行う事業として、そうした取組を進めているところでございます。それを受けて企業さんが立地といいますか、サテライトオフィスなどを作られる場合には条例に基づく支援の適用もあり得るというような道として直営でやる部分と、テレワークなどで北海道に来られる企業様への支援というのを両建てでやっております。いわゆる人材誘致という言葉自体がこの条例の中に出てきているわけではないですが、取組は進めているところでございます。

■田澤委員

ありがとうございます。1点目に関しましてはITの話が中心でしたが、例えば私は今北見に住んでいるのですが、ITというよりは実際にいろいろなお店などを含め、人材不足は地方でも確実に起こっているのではないかと私は思っております。そこで工場などができて、そちらにわっと人が行ってしまうと、本当に地元の企業さんが苦しくなるというのは、そんなに大丈夫と考えるほど甘くはない状況なのかなと、地域における人材不足について考えております。そのためにはやはり、人材が留まる、ということも必要になってきますので、おそらく教育の面も含めて地域の人材を外に出て行かないようにすることと、入ってくる人たちが必ずしも企業について来るのではなくて、Uターンができるようにしていくという施策が非常に重要だと思っております。

2点目については、「条例にはありませんが」というお話でした。まさに今の条例の中では企業立地というのは、資料1-3を拝見していても、投資額と雇用増も含めて、かなり敷居の高いといいますか、規模の大きな企業を対象にしている、本社移転ですとか、工場も含め、結構大きなものだと思います。でも、やはり今後は移住促進も含めて考えると、より敷居の低い、先ほど言っていたようなサテライトオフィス設置のための助成などを進めていくためには、言葉として入れるか入れないかはともかく、ある程度要素として入れていかないと、中々ドンと企業が来てくれる、というのはそんなに続かないでしょうし、数も多くないとしたら、今までどちらかというと、「人がいるから来る」というところもあったと思います。それが今人材不足になっている状況の中で、そのあたりも含めて、企業立地に関してはもう少しご検討いただいた方が良いのではないかと、という気がしました。ありがとうございました。

■穴沢会長

ありがとうございました。他に何かご意見はございますか。では、ご指名という形にさせていただきます。部会に入っておられました、杉本委員から何かお話はありますでしょうか。

■杉本委員

部会に入っておりまして、大体述べさせていただいたことは入っているのですが、さらに補足という意味では、今田澤委員がおっしゃったこともそうなんです、やはり昔は我々も含めて、人材を求めて北海道に進出しました。でも今の状況を見ると、まだ全国的に見ると北海道は採用しやすいとはいえ、難しい状況です。そういった意味では、立地支援のみならず、Uターン、Iターンに対して部会の中でも補助金を出したらどうかという意見もありましたし、女性の活用といった点で保育所を増やしていこうという、働き方改革にも関連するような意見が入っております。

事務局の補足のようになってしまいましたが、私も働く人も増やしたい。本州から来ていただく、あるいは今働いていない人、特に女性が働きやすいようにする。さらに雇用のミスマッチの話がありましたが、例えば製造業にしても、どこも忙しいわけではなく、そうではない所もあります。マスコミでも道内企業が取り上げられておりますけれども、私どもも、平たく言うと人が余っているところから、忙しいところに一時的に出向して急場をしのぐということを会社として行っていて、既に千歳の近くではやっているのですが、少し域を広げて、こういった動きを個別に任せておくのではなくて、例えば道の方でもできなくはないんじゃないかと思うんですね。忙しいところとそうではないところ、1年間そちらに行く、ということでもお互いに助かる、ということがあると思います。そんなことをもって、どうしても人手不足を乗り切って行かなければならないと思います。以上です。

■穴沢会長

ありがとうございました。続きましてご意見を頂戴したいと思います。

■土橋委員

人材確保については、田澤さんの言うとおりでございまして、札幌近郊と、地方の格差は非常に今広がっている状況でありまして、札幌ではまずまず人材がいると思いますけれども、私も商工会連合会で昨年120人ほど面接をいたしまして、4、5年前アベノミクス以前はどうやって落とすか非常に大変だったのですが、最近はどうやって商工会に来てもらうか、全員合格にするんですけども、それでも札幌近辺はともかく、オホーツクだとか、根室とか、遠いところには行きたくないということで、勤務する地域は選べないんですけども、断ってくる。そういう状況です。これからの地域間格差をどう考えるのか。格差を埋めていかないと、札幌近辺の論理でいくと、地方はますます疲弊します。

斜里と北見の間でもテレワークをやっておりますが、テレワークの件で一番心配なのは、

ハード面の整備が必要だということです。地下埋設ですから目に見えませんが、道路に例えると、1車線と10車線の違いがあるのではないかと。テレワークでいくと、東京、札幌とは1本と1万本くらいの差はあるのではないかと思います。そんな中で、光ファイバーすら来ていない地域もあるのに、テレワークシステムは本当に機能するのか、その辺りも含めて検討が必要かな、とっております。

■穴沢会長

ありがとうございました。

■吉田委員

吉田でございます。私は今回の条例で期待するところが2つございます。1つは人材育成支援事業で、いかに人材を確保するかという問題もあるのですが、特に小企業にとっては、せっかく入社した人材をやめさせない、期待を持って入ってきてくれるのですが、教育システムがしっかりしていない、あるいは皆が忙しくて若手に構ってられない。これは自戒も含めてなのですが、結果的に希望を持って入ってきたのがっかりしてやめていく、あるいは自分の力を生かし切れず、お互いに生かし切れずやめていく、という問題がすごくあるというふうに思っています。人材をどんどん補充してもどんどんやめてしまっただけでは意味がないわけで、確保した人材を生かせる幅広い研修など、と書いてありますが、具体的に「こういう研修でこういったことをやっていかなければだめなんだ」というような事例を提示していくことが大切ではないかと思います。

もう1つ、人材育成とも関連するのですが、自分たちの本質的な価値をちゃんと打ち出すということが人材確保の近道だと思っております。雇用条件のみでは今入社してこないですね。どちらかというとながらできるのか、この企業に入社するとどんなことを自分は人生で成し遂げられるのか、というようなことを求めて来ていますので、マーケティング支援事業というのは売上拡大のためだけではなく、いかに魅力を作って、働きたいと思う人を増やしていくということが大事かなと思っております。

どちらにしても、補助金をどう活かしていくか、ということもきちんと提示してあげないと、ただ単にお金を使って、成果が上がらないのでは意味がないので、事例の提示といいますが、ヒントを条例の中にちりばめていくことも大事なのではないかな、というふうに感じます。以上です。

■穴沢会長

ありがとうございました。

■森委員

ご説明に対して、何点か申し上げたいと思います。

まず1点目ですが、今回条例に基づく助成措置の見直しということで、ご論議をいただいております。資料1で方向性を記載していただいております。ご意見は1つ1つとってもなことだと思っております。この資料の中に助成措置の見直し、スクラップアンドビルドのお話がありまして、見直しの意見を拝見しますと、すべてビルドの方向なので、スクラップの部分はどうなのかということが気になりまして、スクラップ側の意見が出てきたのかということがまず1点教えていただければと思います。

2点目として、先ほどからお話に出ております人材不足の件ですけれども、皆様ご存知のとおり、観光、物流、建設等幅広い分野で担い手不足が広がっております。条例の助成措置の中ですと、産業人材育成、立地支援事業に目が行ってしまうのですが、やはり資料1-4で中身を拝見いたしますと、新分野、新市場への進出にあたっての支援、というのが現在の制度の中身となっているのですけれども、現実には起きている担い手不足の分野というのは、必ずしも新分野、新市場への進出というものではなくて、既存分野の中で中々担い手がない、というのが実情だと思っております。そういった担い手不足への対応というのが、今回の条例の見直し措置の範疇に入っているのか、見直しの中でいくらかカバーできるのか。それともこの助成措置というのは新分野、新市場をポイントにしているのが既存産業、既存分野の担い手不足はまた別の助成や仕組みでカバーすることをお考えなのか、この点をお伺いできればと思います。

3点目に、見直しの時期の中に、但し書きで「北海道中小企業応援ファンド」についての記載がございます。これは私ども道経連の要望事項にもありますけれども、「北海道中小企業応援ファンド」は非常に補助率も高く、採択率も高く、使い勝手の良い制度でございます。平成30年度に終了いたしますけれども、継続を要望しております。この場をお借りしまして、あらためて継続をご検討いただければと思っております。以上です。

■穴沢会長

ありがとうございました。いくつかご質問があったと思います。事務局からご説明等がありましたらお願いいたします。

■三橋産業振興課長

スクラップアンドビルドの件については、ほとんどスクラップに関しての意見はなかったというふうに理解をしております。

担い手不足に関しましては、非常に話を単純化してお話しさせていただきますと、産業振興条例は企業の取組をいかに支援していくかということとして、例えば業界で人手が足りないといった時に、その業界に参入していく人をどうやって育てていくか、増やしていくか、というのはこの条例の枠の外なのかな、と理解しております。企業さんの中で人材育成、人材確保の取組を支援させていただくというのは、ここでも企業に対する支援策、ということになっているのですが、例えば建設業やIT業界などで働く人をどうやって増やしていく

かということについては、産業振興条例の枠組とは別のところで、主に経済部の施策の中で取組を進めているところというふうに理解していただいた方がよろしいのかな、と思います。

■穴沢会長

それでは、もう少しご意見を頂戴したいと思います。

■吉本委員

人手不足の問題に関しましては、ただいま議論がありましたように、業種、地域によって大きなばらつきがあり、一朝一夕には解決できないケースが多いように私も考えております。従って、それをカバーする意味でも資料1-8の2ページ目にありますように、中小企業競争力強化促進事業補助金の、生産性向上に資する支援策がより重要度を増してくるのかなという気がしております。資料1-8の3ページ目にあります、要綱、運用による改善の中で、金融機関と連携した取組周知の強化ということがありましたが、以前の審議会でも申し上げましたが、当金庫は定期的に広くお客様向けに補助金の活用セミナーを行っておりますので、そうした取組の中で、北海道はもちろん、国の補助金も含めて積極的にPRしていきたいと思っております。

■穴沢会長

ありがとうございます。他にご意見がございましたら、お願いいたします。

■松嶋委員

前回の審議会の中で、補助要件の中の「雇用増」は見直すべきだと私は発言したと思うのですが、その後ご審議いただいたことはこれから非常に重要ではないかと思えます。雇用増の経済的な効果が大きかった時代から大きく変わっていると思えますので、それに代わる指標が何かと考えた時に、本来であれば地域への貢献ですとか、新しい企業が来ることによって生産額などがどう上がっていくか、例えば計画で出していただいて、評価した上で「これは経済的な効果が大きい」ということであれば、大きく補助金を出すというような仕組みが本来は望ましいのだと思えますね。ただ、計画の要件の作り方や、その評価が難しいものですから、将来的なあり方としてはあり得るかもしれませんが、直ちに導入することは難しいかもしれません。本来は1つ1つ、効果があるか見極めながらやるということが、補助のあり方としては最も良いのかなと思えます。

それから、田澤委員や皆様から「地元の企業の雇用を奪うかもしれない企業立地をどう考えるのか」という意見がありました。新しい時代の企業誘致の考えとしては非常に難しい部分だと思えますが、雇用を取り合うのではなく、地域の中、あるいは市の中でどのような産業づくりをしていくのかということが最も重要で、新しく来る企業を拒むのではなく、相

乘的にどのような効果を上げていくのかというのを、グランドデザインとして考えることがより重要なのかな、という気もしました。以上です。

■穴沢会長

ありがとうございました。それでは、議題（１）につきましてはこの辺りで終了させていただきたいと思えます。私も前回のあり方検討部会に入っておりましたが、やはり雇用情勢がかなり変わってしまっている中で、抜本的な改革は難しいかもしれませんが、時代に即した内容に、少しずつ変化させていくということが重要なのではないかと考えております。多数のご意見をありがとうございました。今回のご意見をいただきまして、また検討を重ねていただきたいと思います。

（２）今後の経済部の施策展開の考え方について

■穴沢会長

続きまして、議題（２）の「今後の経済部の施策展開の考え方について」に入ります。これについては、まず事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

■堀経済企画局長

経済企画局長の堀と申します。よろしく願いいたします。

資料２をご覧いただければと思います。前回の審議会におきましては、来年度の施策検討に向けまして、食や観光の分野での海外需要の取り込みや、ＩｏＴの利活用などのものづくり産業の振興、事業承継や女性の活躍促進などについてのご意見をいただいたところでございます。今回につきましても、経済部の今後の施策展開の方向性につきまして、委員の皆様からご意見を賜りたいと考えております。

まず、資料２の冒頭部分におきましては、全体的な問題意識を記載しております。少子高齢化の進行や急激な為替変動、今夏の台風被害などによります道内経済への影響が懸念されておりますことから、道内経済の強化に向けまして、一層の取組が必要と考えております。施策の展開に当たりましては、昨年７月に決定いたしました、「地域経済の強化に向けた基本方針」を軸といたしまして、道の総合計画や知事の公約なども踏まえまして、他部局の連携という視点も加え、検討する必要があると考えております。

その下には「地域経済の強化に向けた基本方針」で示しております、５つの戦略分野と海外需要を獲得する取組ごとに現在の主な取組と新たな課題などのキーワード、それから検討の視点について掲げさせていただいております。

まず、戦略１の「人財力の向上」につきましては、先ほどもお話がありましたけれども、雇用情勢は改善しておりますが、一方で人手不足が続いておりまして、「一億総活躍社会」の実現などに向けて、働き方改革や子育て中の女性への就業支援などを進めていく必要が

あると考えております。

戦略2につきましては、「ふるさと産業の付加価値向上」のため、円滑な事業承継の支援や、食産業の競争力強化に向けた企業と一次産業の連携との促進などが必要と考えております。

戦略3につきましては、次世代自動車の開発や第4次産業革命の進展、先端ものづくり分野の航空宇宙産業など、食や観光に続く本道産業の柱となるものづくり産業のステップアップに向けて様々な取組が必要と考えております。

戦略4と戦略5につきましては、特に今後の成長が見込まれます健康長寿、医療関連や北海道が優位性を持ちます新エネルギーの分野におきまして、ヘルスケアサービスのビジネスプランの普及やヘルシーDの取組の推進、また、エネルギーの地域循環の取組への支援などが必要と考えております。

さらに、海外需要を取り込む観光分野の取組につきましては、外国人観光客の目標を500万人に上方修正いたしまして、観光地経営の視点に立った地域づくりの舵取り役ともなります。DMOの取組の推進や、特区の活用なども検討することが必要と考えております。

最後に、食の輸出や北海道ブランド発信の取組につきましては、アメリカの大統領選挙の結果を受けまして、TPPにつきましては不透明な状況にあるところでございますけれども、いずれにいたしましても食の輸出拡大戦略のもとに新製品の開発や新規市場の開拓など、食をはじめとする北海道ブランドの発信を強化していくことが必要と考えております。

以上、こうした検討の視点や展開すべき施策などについて、委員の皆様からご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

■穴沢会長

ご説明ありがとうございました。それでは引き続きまして、ただいまの説明につきまして質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

■松嶋委員

基本的なしくみがわかっていないのかもしれませんが、検討の視点の中で「政策評価などで各種施策の進捗状況の確認（PDCAサイクル）」とありますが、PDCAサイクルの確認は誰がどのように行うのか、単純な質問ですけれどもお伺いしたいと思います。というのも、PDCAサイクルというのは一言ですごく使われている言葉ですけれども、本当にそれを実行することは非常に難しいことだと、私は認識しております。一旦出てきた課題は、それが潰れるまでしっかりとフォローしていくということは課題が大きくなるほど難しいと思います。そんな問題意識を持っているものですから、PDCAサイクルの回し方がもし具体的に決まっているのであれば、教えてください。

■穴沢会長

ありがとうございます。事務局の方から何かご回答はございますか。

■佐藤主幹

P D C A サイクルについてですが、まず政策評価につきましては、年に1回、全庁的に評価を実施しています。その結果を11月に道議会の常任委員会で報告いたしまして、その中で施策ごとにうまくいっているものはA評価、うまくいっていないものについては改善が必要なものとしてD評価ということで、A、B、C、Dの4つのランクに分けて、D評価になったものにつきましては施策の改善策を検討していく、というようなことを毎年実施しております。

■松嶋委員

仕組としてはそれぞれの組織や施策の大きさなどがあると思いますが、道議会への報告は年に1回で十分かもしれませんけれども、できるだけ短いスパンでチェックを入れて、課題を具体的に挙げられる仕組を今後ともご検討いただければというふうに思います。

■穴沢会長

ありがとうございました。他にご意見はございますか。

■西山委員

西山でございます。海外需要の取り込みということで、食の輸出に関して少し触れさせていただければと思います。

まず、キーワードに「外国人観光客500万人へ目標上方修正」とありますが、手前どものお客様であるラーメン店などは、今インバウンドのお客様で賑わっております。私は毎月のように海外出張に出ており、先日は、新千歳空港から香港に行ってまいりました。新聞等でも報道されている話ではございますけれども、空港が大パンクしておりました。セキュリティゲートを通るのに1時間以上かかるという状況でございます。これは北海道だけでなく、各省庁での対策が必要なことだと思いますけれども、そのあたりをきちんと解決しないとインバウンド500万人は多分難しいと思います。すでに進められているところ、検討しているところなどあるかと思いますが、こうしたことへの対応のご検討もよろしく願います。

それから、輸出の方の話についてです。手前どもの会社は12月決算で、大体の状況が見えてきております。国内市場は対前年比100%ぎりぎり、海外向けは対前年比125%くらいで推移しております。海外の売上は分母的にはまだ小さいんですけども、このような数字で推移しているところでございます。

食の輸出にあたって一番困るのは、現地での検疫問題、それから日本国内で認められている原材料が使えるかという問題、またアレルギー物質の問題等が出てきます。それをクリア

しないと向こうに輸出できません。商社に問い合わせるとそれをやってくれるわけですが、欧米向けについては、ドイツとアメリカに現地法人を所有し直接輸出しており相談相手が必要です。本日はJETROの白石所長様もいらっしゃいますが、現地の社員から「検疫の情報についてはどうしたら良いのか」という相談がよくあり、「まずは現地のJETROさんに行って相談してくること」と指示を出しております。現地社員がJETROさんのところに行ったところ、「現地行政のこういうところに行けば、解決すると思いますよ。情報をお持ちですよ」と、教えていただけます。JETROさんは頼りになる機関でございます。

食の輸出関係は北海道だけでなく、厚労省や農水省、それからJETROさんなど行政や関係機関ときちっと連携して「こういうところに総合窓口があり、何でも相談してください」というような体制をつくり、輸出の取組を行っている企業や、これから行おうとする企業などに周知するところまで踏み込んでいく必要があるのかな、と思うところがございます。

■穴沢会長

ありがとうございます。

■田澤委員

まず戦略1の検討の視点の中で「働き方改革の推進」のところがどうも弱いな、という印象がございます。「相談体制の構築やモデルプランの作成」というのが果たして働き方改革の推進なのか、ちょっと厳しいことを申し上げますと、もっと大々的な働き方改革を推進していかないと、先ほどから意見が挙がっている人材不足等も含めまして、非常に厳しい状況なのではないかというふうに思っております。

戦略2の「ふるさと産業の付加価値向上」については、今私がさせていただいている関係で、「ふるさとキャリア教育」というものに力を入れております。資料に出てくる航空産業も含めまして、地域の産業を子どもたちに知ってもらい、地域で就職してもらおうというような動きとしっかりと連動して取り組んでもらえたらより良いな、と思いました。

それから戦略3の方で、立地促進の方をこだわっておりましたけれども、どうしても立地というと建物などの方に目が行きがちなのですが、まさに資料に書いてあるビッグデータ、AI、IoTといったようなものは立地しなくてもできるような新しい産業を生み出していくと思っておりますので、ぜひ立地というものにこだわらず、施策を広げていただけたらと思っております。

ちなみに質問ですが、検討の視点の中で「AIやIoTなどに関する研究成果の地域への還元」とありますが、研究成果は具体的にどういったものがあるのか、興味があります。というのも、総務省の「地域IoTタスクフォース」に参加している関係で興味があるので、ぜひ教えていただければと思います。

それから、戦略4の健康長寿・医療関連産業なのですが、「日本版CCRC」というものがありますが、取組強化に向けた検討の視点の中で書かれているものは、どうも日本版CC

RCの推進とは違うかな、という感じがいたします。生涯活躍のまちということで、かなりいろいろな地域で取組はされると思いますが、これに関しても力を入れていく必要があるのではないかと思います。東京などでなかなかできない、北海道ならではのプランなり受け入れ体制というものを作っていくことが、結構重要なのではないかと、私は考えております。

国内外からの観光客の誘致促進に関しましては、やはり観光業というのは繁忙期、閑散期がある中で、国の働き方改革では、いわゆる兼業というのをやろうとしております。うまく柔軟な働き方ができれば、夏はここ、冬はここと、2つの企業に勤めるとか、そういったことが可能になるかもしれません。北海道は特に繁忙期、閑散期、夏と冬の違いが大きいゆえに、そういったものにも目を向けていただければと思います。以上でございます。

■穴沢会長

ありがとうございました。戦略3についてご質問がございましたが、ご回答があれば願います。

■青木科学技術振興室長

科学技術振興室長の青木でございます。AI・IoTの研究成果の地域への還元についてであります。道内においても北海道大学や、はこだて未来大学などで、IoTのための各種センサー技術が研究されており、AIの活用についても、例えば一次産業分野は、農作業ロボットの開発が進められております。そうしたものに気象データや、土壌データ、さらには農家の営農データなども取り込んで、スマート農業としてさらに発展させることを考えております。また、最近では海水温の変化によって漁場が移動していきることがありますが、海水温のセンサー技術も発達してきており、そうしたセンサーを使いながら漁場の動向を把握し、漁業者の皆様に提供することを考えております。

あるいは今後、地域交通が大きな問題になると考えており、はこだて未来大学では地域交通システムを最適化するAIも研究されております。こうした研究成果を地域で実用化するときにどういうことが課題になっていくかをテーマとしていこうと思っております。加えて、最近では気候の変化による局地災害が問題となっており、それに対して局地的な気象予報や、その予報をベースにどのように対応していくか、そうしたシステムを地域に実装していくためにはどういう課題があるか、それを個別の地域に当てはめていくことを考えております。

■田澤委員

ありがとうございます。

■穴沢会長

ありがとうございました。それでは島本委員、ご意見をお願いいたします。

■島本委員

今後の経済部の施策展開の考え方についてということなんですけれども、ハードとソフトという言葉がありますが、一般的に言うとソフトの部分が非常に多くて、ハードの部分、既存の産業の部分が意外と抜けているのではないかと思うのですね。今事務局がおっしゃったように、海水温や潮流、位置情報などいろいろなデータをもって漁場の位置や農作物の刈り入れの時期を判断するという事は、IT技術等で進展するのですけれども、問題は農業や漁業を、何とかもう少し魅力的に位置づけられるような方法がなければ、IoTやITというものは生きてこない、という感じがするのです。おおざっぱに言えば、地域の根幹となる技術についての施策がちょっと薄いのではないかという気がいたします。

また、新しく創業することも大切でありますけれども、極端なことを言いますと、今、清水町の養鶏場で28万羽の殺処分が行われているところなんですけれども、28万羽殺処分するとなりますと、この事業家の方はこれから事業をされていくことがとても大変だと思うのですね。こうした状況の中で、北海道の根幹をなす一次産業やものづくり産業が、自然災害などに見舞われても立ち直れるような施策を、もう少しお考えいただいたほうが良いのではないかと、私は考えております。

今はどこのメーカーさんも、すぐ皆IT、ITと言いますけれども、一番大事なものは、生きていくために一生懸命やっているローテクの方々だと思っております。その部分が何かちょっと抜けて、ITのようなソフト型産業に傾きかけているのではないかと思います。北海道がこれから生き残っていく時に、大事なことの一つではありますけれども、それが果たして根幹なのかなと、私は疑問に感じる部分があります。

それと、働き方改革についてでありますけれども、今は男性も女性も一生懸命働く時代で、女性もどんどん男性の職場に入ってくる時代ですから、これを大いに歓迎するのでありますけれども、政府の言うところの働き方改革という名のもとに、何かちょっと脆弱な人間ばかり作ってはいないかな、という感じがして、これで生き残っていけるのかと思います。はるか昔に週40時間労働といった時に、これも昔聞いた話でありますけれども、40時間、40時間と言って世界の中で競争力をなくしてしまうということでもって、もう一度真剣に考えなければ、ということがあったんですけれども、働き方は改革しなければなりません。でももうちょっと何かそれにこだわらない、もちろん経営者の意識改革は大事ですが、精神力の強い人間を作り上げる努力を僕はしていただきたいと思います。非常に雑ばくで申し訳ありません。以上です。

■穴沢会長

ありがとうございました。他にご意見はございませんか。

■川端委員

川端です。よろしくお願いいたします。札幌市内でレストランを開いておりますが、その中でものづくりもさせて頂いております。その中で、もう少し健康に留意した食品を作れないかと思っております、そこでヘルシーD。について調べてみますと、かなり規制がありすぎて、今の食のニーズやトレンド、例えばグルテンフリーや糖質カットといった加工品を作ろうと思った時に、なかなか適した助成金やバックアップしてくださる支援機関がないのかなと、思いました。

海外からお客様が来たりですとか、今後東京オリンピックがありますが、そういった時に食制限のあるお客様や、食に関して大変厳しい制約を持った方が日本に来る中で、例えばベジタリアン向けや、ヴィーガン向けのレストランガイドをいち早く作って、北海道をくまなく回れるような仕組みがあれば良いのではないかと思います。

また、道産食品の販路拡大ということで、11月のシンガポールのどさんこプラザ開設1周年の時に、うちの店も出店をさせていただきました。数年前にうちも輸出をすごく考えておりました、いろいろなところとやったのですが、中々うまくいかなくて、今回道庁経済部の方と貿易物産振興会の方にバックアップしていただいて、なんとか販売にこぎつけることができました、なかなか道内や国内で売れているものと全く違うんだと、初めてわかりました。私はこちらで作ったものを海外に持って行けば売れるのではないかと思っていたのですが、ただ「北海道」とついているだけでは売れないということがわかりましたし、こうしたら売れるのではないかというアイデアもたくさんもらいました。私のような企業も海外に進出できるのだなというくらい、道庁や貿易物産振興会の方のバックアップがあるので、小さい企業にも周知し、チャンスを与える機会があればいいなと思いました。

■穴沢会長

ありがとうございました。それでは白石委員からよろしくお願いいたします。

■白石委員

JETROの白石でございます。3つほどお話をさせていただければと思います。

まず、先ほど西山委員から輸出の取組についてお話がありました。私どもは海外への展開を支援させていただいておりますので、お話しさせていただきたいと思っております。

道産食品の販路拡大など北海道ブランドの発信でございますが、今、北海道庁さんでも輸出の取組をされておりますけれども、来年度以降、私どもJETRO北海道として力を入れようと思っているのは、知財の分野でございます。今まで輸出という形で海外へ売ってございましたけれども、ニセ物が出てきたり、認証があればもっと高く、多く売れるのではないかと、といったことが出てきております。実際に北海道の事業者さんがニセ物でお困りになっているということがございますので、ニセ物が出た時の対策、あるいは認証をとることでさらに高く売れるというようなことがあれば、そういったことにも取り組んでまいりたいと思っておりますので、この点では北海道庁さんとも連携をとらせていただければありがたいと思

ております。

2番目でございますけれども、今島本委員がおっしゃいました、ものづくりについてですが、私どもはつい最近、北海道農業機械工業会さんと連携した事業をさせていただきました。具体的にはミャンマーから農業機械関係の有力者をお招きして、連携を図ろうということでございますけれども、実際に都道府県単位で農業機械工業会があるのは北海道だけだそうです。今メンバーは60社で、30社の方はものづくりに携わっていらっしゃる。農業機械の国内需要が減少してきていることをお聞きしております、今回この取組を行ったわけです。実際にこのように北海道でもものづくりとして経済関係で携わっている方がいらっしゃいますので、ここではかなり高度の産業や航空宇宙産業など、最先端の分野の支援を強調している部分があると思うのですが、先ほど島本委員がおっしゃっていた、本当に基礎の部分のものづくりに目を配って頂ければありがたいと思っております。

3番目なんですけれども、最初の議題にも関わるところですが、私どもは海外からの企業誘致もお手伝いさせていただいております。その中で発見したことですが、海外からの企業誘致というのは北海道をはじめ市町村の方も取り組んでいらっしゃる、今後も取り組まなければならないことだと思っております。そこで人材の取り合いなどについても配慮しなければならない一方で、企業を誘致する段階で町村の方々が海外に対して非常に抵抗がある。北海道の話ではないのですけれども、先日東京での会議で「ある自治体では英語で電話がかかってくると、驚いて、そのまま切ってしまいます」という報告がありました。突然、英語で電話がかかってくれば驚いて、「それはそうだろうな」という話になりました。海外が苦手なこともあり、就職先として町村役場に勤めています、という職員の方がいるところであれば、海外から電話がかかってくると、びっくりしてしまいます。我々はこういったところから取り組んでいかなければいけないんだな、と認識を新たにしたんですけれども、この点は我々JETRO北海道も非常に小規模でやっておりますので、ぜひ北海道庁さんにお力をお借りして、「外国の方から問い合わせがあったらこういうふうに対応しましょう。あるいはJETROに話を振ってください」といった形で、気持ちを変えていく取組によって、地方を豊かにして活性化へ繋げる、という形で取り組んでいきたいと思っておりますので、本日もご出席の委員の方も含めてご協力をいただければと思っております。私からは以上でございます。

■穴沢会長

どうもありがとうございました。竹澤委員から何かございましたら、お願いしたいと思います。

■竹澤委員

資料を拝見しておりますと、多岐にわたって整理されているな、と思いました。しかしながら、北海道を代表する企業の方々のご意見を伺っていると、もっと深掘りしなければとい

う印象を持ちましたので、ぜひいただいた意見を反映していただいて、もう一度施策を検討していただければと思います。短いですが、以上です。

■土橋委員

今後の経済部の施策展開の考え方に関連して申し上げますけれども、北方領土4島が返還されたらどのような影響があるのかという問題です。そのあたりも道としてはしっかり把握しておくべきことであろうと思います。北方領土は日本の領土でございますので、それを全く無視している政策というのはあり得ないのではないかと思います。その辺りの施策についても盛り込んでいただければと思います。4島になるのか2島になるのかわかりませんが、各々分析していただければと思っております。

■西山委員

ロシアについて、この資料では触れられておりませんが、先般の首脳会談で、経済協力、経済活動を盛んにするという話もございました。北海道庁の皆様には、経済交流が盛んになった時には東京に本社のある大手商社やメーカーばかりが潤うということにならないように、北海道の皆様が潤うような形で施策を実施していただければありがたいと思います。

■穴沢会長

ありがとうございました。引き続きまして、経済部の施策展開に関しまして、明日の20日に開設いたします「ほっかいどう働き方改革支援センター」につきまして、事務局から情報提供がございますので、よろしく願いいたします。

■新出労働政策局長

労働政策局長の新出と申します。私の方からは今ご紹介がありました、「ほっかいどう働き方改革支援センター」について説明をさせていただきます。お手元に参考資料と書いてある資料とチラシに基づきまして、説明をいたします。

北海道では働き方改革の推進に向けまして、7月の第2回定例道議会で予算計上させていただきまして、通称、地方版政労使会議と言っている、北海道労働局、労使団体などで構成する北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議を昨年12月に立ち上げておりまして、その承認を得たことから、明日20日の午前10時に働き方改革のための総合相談窓口ということで、北海道中小企業団体中央会内にセンターを開設させていただく運びとなりました。

運営するのは本年から3年間ということで、国のお金を使わせていただいている関係で、平成30年度までとさせていただきます。本年度は2千万円ほど使わせていただく予定です。12月から3月まで運営させていただくことを予定しております。

センターには3名常駐の職員を配置しておりまして、センター長と、社会保険労務士と中

小企業診断士が交代で勤務する次長、事務員の3名で企業からの相談に対応させていただき、ということでございます。このほか、アドバイザーを8名ほど委嘱させていただきまして、いわゆるアウトリーチ支援ということで、企業に出向いてアドバイスをを行わせていただくほか、月に1回、中核都市の6圏域で出張相談会を開催させていただくこととしております。これらに加えて、人手不足が深刻な情報サービス業、宿泊業、道路貨物運送業などの業界団体と連携いたしまして、本年度はこれらの業種の就業環境について実態調査を行わせていただいた上で、処遇改善策の提案を行うということを考えております。

来年度以降は、モデル企業に改善策を実践していただきまして、それを業界としての改革プランにまとめ、広く成果を地域の企業に普及する、というようなことも考えております。

このほか、来年2月6日になりますが、全道にPRするためのセミナーを開催することとしておりまして、国の働き方改革の実現会議のメンバーでございます、白河桃子氏をお招きして開設記念セミナーを開催させていただきます。ご参加いただける方にはぜひよろしくお願いしたいと思います。

最後になりますが、先ほどから人手不足の話がたくさん出てきております。私どもは雇用促進の基本条例というものを持っておりますが、先ほど松嶋委員からご意見をいただきましたように、雇用の増加を一番と捉えるのは見直すべきではないかという話は、全くそのとおりだなというふうに思います。人手不足というものをもう少し意識した条例にしていかなければならないし、それに基づく雇用促進の基本計画にしていかなければならないのかなと、強く思った次第です。来年度以降、早速部下にも指示をしまして、どのような対応ができるのかということを検討させていただきたいと思っております。また、今お話を聞いていて、産業振興と労働政策の連携が非常に重要だと痛感した次第であります。

最後に、働き方改革について「この程度か」という厳しいお話がございました。ただ今、実現会議の中で9つのテーマで議論をしている最中でして、そこを飛び越して北海道で働き方改革の肉付けを行っていくというのは、中々難しいところがございます。国の方で今やっているのは企業の就業環境の整備ということで、時間外の見直しなどをしましょうということで、我々はできることから手をつけていこうということで始めてまいりますけれども、将来的に国の方で同一労働・同一賃金などのコンセプトが固まりましたら、我々も働き方改革として検討をしていきたいと考えておりますので、この取組は大きく育てたいと思っております。

また、働き方改革支援センターが明日から本格的に始まりますけれども、センターの利用につきまして、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

(3)「地域経済の活性化を加速するための経済対策」について(報告)

■穴沢会長

ありがとうございます。議題(3)に進ませてもらいたいと思います。議題(3)は「地

域経済の活性化を加速するための経済対策」についてということで、こちらにつきましても事務局の方から説明をお願いいたします。

■堀経済企画局長

それでは資料3につきまして、ご説明をさせていただきます。道では本年10月に経済対策を取りまとめられておりまして、その後第4回定例道議会で事業を追加いたしまして、12月15日に経済対策の改訂版を策定いたしましたので、簡単にご報告させていただきます。

1ページ目でございますけれども、今回の対策の趣旨でありますけれども、先ほども話がありましたように各種指標から言いますと、道内経済は緩やかな回復基調にあるということでございますけれども、人手不足の問題ですとか、あるいは為替の変動や台風等によります地域経済への影響が懸念されているところでございます。このため、国の経済対策に呼応いたしまして、本道経済の活性化を加速するため経済対策を実施する、ということに至ったところでございます。

2ページ目をご覧くださいと思います。対策の柱といたしましては、世界にはばたく北海道経済、多様な人材の活躍促進、産業活動を支える基盤づくりの3つとなっております。その下の対策の規模でございますが、今回の第4回定例会補正予算におきまして、88億円を追加いたしまして、合計で1,487億円という規模になってございます。個別の事業に関しましては3ページ以降にございますので、後ほどお時間のある時にご覧いただければと思います。

本庁と振興局は毎月「地域経済ネットワーク会議」を開催し、地域の状況や国の動向などの情報共有に努めておりますので、そうしたことも含めまして、適宜適切に対応してまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。以上です。

■穴沢会長

ありがとうございます。議題(3)については報告ということになっておりますので、これで終わらせていただきたいと思います。

最後になりますが、本日の3件の議題を通じまして、何かご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

■杉本委員

先ほどからいろいろなところで人手不足という話が出ていますけれども、最初に意見を述べさせていただいた女性の活躍に関連して、「ものづくりなでしこ」ということで、ものづくりに関してはかなりいろいろな取組をしていただいている、私の会社の方も女性技術者が少しずつ増えております。それでも愛知県にいた時と比べると、半分くらいですね。愛知県にいた時の女性比率が30%くらいで、北海道では15%くらいとなっています。ただ、ものづくりの場に女性を引っ張ってくるのではなく、女性のパイを増やさなければなら

ないと思い、あるデータを調べました。

北海道の女性就業率は47都道府県中41位で、1位は島根県だそうです。また、この調査と同時に行ったアンケートを見ると、北海道の女性の就業意欲は8位。ですから女性が就業したいのに、その環境が整っていないという風に取り返すことができるのではないかと考えております。私の会社や周りを見ても、今の女性は非常に優秀だと思います。それなのになぜもっと仕事に就かないのかなと思っていたので、他にもデータを調べました。例えば延長保育をできているかの調査では、47都道府県中45位、1位の青森県の約4分の1です。3世代同居や、共働き世帯の数が全国平均の約5分の1だということですが、これは北海道の文化的な背景もあるかもしれません。ただ、女性の就業を増やして人を増やすという喫緊の問題もさることながら、10年、20年後を考えた時に、保育所の整備など働きやすい環境づくりをしていかなければならないと思いますし、全国の良い例のベンチマーキングを進めていってほしいと思います。

■穴沢会長

ありがとうございました。それでは最後に阿部部長から一言お願いしたいと思います。

■阿部経済部長

改めまして、本日はどうもありがとうございました。皆様お集まりいただいた中で、1時間半というのは短いのかな、と思いますが、2時間も3時間も皆様を拘束するのもまた申し訳ないなという気になっておりますけれども、いずれにいたしましても本日は産業振興条例、それから私どもの今後の施策展開の考え方ということで、大きく2つに分けてご議論いただきました。

産業振興条例の関係で申し上げますと、確かに条例の構成としては北海道経済の活性化あるいは雇用の創出に向けて企業をどう呼び込んでいくのか、また地域の企業をどう育てていくのか、となっておりますけれども、実は皆様からご意見いただいたように、世の中の状況は大分変わってきているといえますか、この条例を制定した時に比べると、本当に違う状況が生まれてきているんだなということで、特に人手不足、先ほども杉本委員がおっしゃっていましたが、私も企業誘致の仕事をやっていた中で、実は北海道に来ると優秀な人材確保が容易ですよ、ということが一つの売りでございました。最近はそのがなかなか言えなくなって、立地した企業の方とも相談しながら人材確保のお手伝いなどもさせていただいているのですが、そうした中で人手をどうやって確保していくかという視点で申し上げますと、産業振興条例だけの話ではなく、我々の全体の施策の中で、北海道におられる方々にどう北海道に残って仕事をさせていただくかというのが1つ、それから道外に流出した人材、また道外にいる人材をどう北海道に来ていただくか。また、杉本委員のお話にもありましたように、就業率の話で言いますと、働きたい人が働けるようにするためにどうするか、というのはまさしく就業率のアップであり、就業環境の改善であり、働き方改革を進め

るといふ話になると思ひます。そうした意味では、産業振興条例だけではなく、全体の話として北海道経済活性化のために人材をどう確保、育成していくのかというのは大事な視点だと思ひますので、条例のみならず、我々の施策の展開の中でしっかりと承った意見を踏まえて検討していきたいと考えているところでございます。

今後の施策の展開の中で、観光面あるいは輸出の関係、それからものづくりの重要性といったお話ですとか、いろいろなお話を聞かせていただきました。今回施策のお話をさせていただいた中で、5つの戦略分野と書いてございますけれども、これは今後の成長なども踏まえてこういったところを戦略的に進めていこうという視点でございまして、北海道の優位性がある食や観光、加えてものづくりは大きな柱の一つと考えておりますので、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

土橋委員からご意見がありました北方領土については、今回日露首脳会談ということで、あのような結果になっておりますが、そうした動きも見据えながら我々も考えていかなければならないと思っております。また、これまで特に極東3地域、サハリン、沿海地方、ハバロフスクといった地方との経済交流を我々は行ってございまして、これはなぜかといいますと、当然北海道の企業のため、経済のためという部分もあるんですけれども、そうした地域間交流を進めることによって日露間の領土交渉の進展に資するような取組につながるような思い、ということをやっている部分もありますので、引き続き取り組んでいくということにしておりますし、また、そうした意味で国家間の交渉の進展に資するような取組になるよう、もっと頑張っていかなければならないと思っております。

最後になりますが、今回の産業振興条例の見直しにつきましては、部会という形で竹澤委員に部会長をお引き受けいただき、委員の方に3回にわたりご議論いただきまして、本当にありがとうございました。そうしたことも含めまして、今日承りましたご意見をしっかりと踏まえまして、今後の展開、あるいは条例の見直し等に役立てていきたいと考えておりますので、引き続きお願いしたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

■穴沢会長

ありがとうございました。以上をもちまして、議事は終了したいと思います。それでは事務局にマイクをお返しします。よろしくお願ひいたします。

4 閉会

■佐藤主幹

本日はどうもありがとうございました。皆様からいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の施策づくりに活かしてまいりたいと考えております。それではこれをもちまして、平成28年度第2回北海道商工業振興審議会を終了いたします。本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。